

「知的財産推進計画2013」及び「知的財産政策ビジョン」の策定に関する意見書

○デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

1. インターネット上のコンテンツ侵害対策

《要約》 (1) 違法配信の利用を助長するサービスまたはツール提供に対する効果的な施策の検討

(2) 権利者とプロバイダの協力による侵害情報の送信防止措置実施に向けた制度上の検討

《全文》

(1) 違法配信の利用を助長するサービスまたはツール提供に対する効果的な施策の検討

インターネット上の著作権・著作隣接権侵害は、依然として深刻な状態にある。特に近年は、高度な情報通信技術の普及に伴い権利侵害を誘引するサービス等も巧妙化しており、権利者がこれまで実施してきた違法ファイルの削除要請だけでは効果をあげることが見込めない事例が数多く存在している。については、下記のような違法配信の利用を助長するサービスまたはツール提供を効果的に規制するための施策を早急に検討・実施すべきである。

① 違法配信からのダウンロードを支援するサービスまたはツール提供

無料の動画共有サイトに関しては、中学生・高校生を中心とした若年層が、同サイトで違法に配信されている音楽・音楽ビデオ等のファイルを、ダウンロード支援サービスやツールを使って大量にダウンロードしている実態が当協会の調査で明らかになっている。違法にアップロードされた音楽や映像を違法配信と知りながらダウンロードする行為は著作権法違反である。

当協会は、2009年から動画共有サイトに対する大量の違法ファイル削除要請を実施しているが、当該違法ファイルが削除される前に数多くのユーザーがダウンロードを完了しており、ダウンロードに用いられるサービスやツールを規制しない限り効果は見込めない状況となっている。また、2011年8月、当協会会員社らがYouTubeからの動画ダウンロード支援サイト「TUBEFIRE」の運営事業者を提訴したが、個別の民事対応だけでは限界があることも明白である。

このようなダウンロード支援サービスやツールの実態を把握した上で、これらを効果的に規制するための施策を早急に検討・実施すべきである。

② 利用者を侵害コンテンツへ誘導するサービスまたはツール提供

携帯電話向けサイトまたはインターネットサイトにおいて、動画共有サイトやオンラインストレージサービス等で提供される侵害コンテンツを一覧にして、それら侵害コンテンツへのリンク等の情報を利用者に提供する「リーチサイト」や「ランキングサイト」が多数存在している。

また、スマートフォン向けには、インターネット上の侵害コンテンツの検索機能

を有するアプリケーションが開発・提供されており、リンクにより容易に侵害コンテンツにアクセスできるツールとして多くの利用者に用いられている。アプリケーションの提供マーケットにおいて、利用者が問題のあるアプリケーションを識別することは難しく、何ら罪悪感なく利用されている実態がある。

上記のようなサービスまたはツールは、侵害コンテンツを蔵置するサービスではないが、インターネット上の膨大な情報の中から利用者が容易に侵害コンテンツを探し出すことを容易にし、利用者を侵害コンテンツに誘導するものであり、違法配信の利用を助長していると言わざるをえない。

このようなサービスやツールの実態を把握した上で、これらを効果的に規制するための施策を早急に検討・実施すべきである。

(2) 権利者とプロバイダの協力による侵害情報の送信防止措置実施に向けた制度上の検討

膨大な数にのぼるインターネット上の著作権等侵害情報は、権利者が発見し削除要請等の対応を実施しても、蔵置場所を変えて日々絶え間なく発生している。そのため、もはや権利者による事後的な対応だけでは侵害量の顕著な減少は期待できない状況となっている。かような事態を改善し、侵害量を減少させるためには、権利者とプロバイダが密接に協力し、侵害情報の送信を防止するための合理的措置をプロバイダが実施することが必要である。合理的措置とは、諸外国の先例を踏まえると下記のような措置が考えられる。

- ・度重なる注意・警告にも関わらず権利侵害行為を停止しない利用者のインターネット接続をプロバイダが停止する等の措置（いわゆる3ストライク制）
- ・ファイルの蔵置場所を提供するプロバイダによる自主的な監視
- ・侵害情報の送信防止に効果を発揮する技術的手段の導入
- ・違法の蓋然性が極めて高いウェブサイトへのアクセス遮断措置

上記合理的措置は、平成23年に開催された総務省「プロバイダ責任制限法検証ワーキンググループ（WG）」において、当協会がプロバイダ責任制限法上の免責要件とすることの検討を要望したものであるが、同WGにおける検討では「現時点で法改正する必要性は特段見受けられない」（平成23年4月公表の同WG提言より）と整理された。しかし、例えば3ストライク制に関してはフランス・韓国など既に実施している国々があり、違法利用の減少効果等を調査することも可能であることから、政府は、諸外国における施策の効果を適切に見極めながら、関係者による実効性のある送信防止措置の実施に必要な制度上の措置を継続して検討すべきである。

2. 著作権侵害に関する普及啓発活動の強化

(1) 若年層への著作権教育の充実

2010年1月1日より改正著作権法が施行され、違法配信と知りながら行う音楽・映

像のダウンロードは同法第30条1項3号により違法となり、さらに2012年10月1日施行の改正著作権法では有償著作物等の私的違法ダウンロードが刑事罰の対象となつた。施行後に内閣府が実施した知的財産に関する特別世論調査の結果では「違法ダウンロード刑事罰化」について「知っている」と答えたのは全体の69.8%に上っている。また、2013年2月に公表されたオリコン株式会社の調査によると、今後の違法ダウンロード利用意向を問う設問において、74.0%が「利用しない」と回答、違法ダウンロード経験者を対象とした利用意向の設問においても「しないと思う」と回答した割合が昨年の27.6%から33.7%に増大し、今般の法改正による一定の抑止効果が表れていると考えられる。

これに関しては、2012年9月より当協会が他の音楽関連団体と協力して行ってきた各種広報活動（違法ダウンロード刑事罰化の周知・啓発を目的としたウェブ廣告や映画館でのCMの上映、教育機関及びCD小売店向けポスターの作成・配布等）も、国民の理解を促し、インターネット利用に関する意識変化をもたらす一助となったものと思われる。

国民意識の更なる変化を促すためには、知的財産権侵害が窃盗と同じ「犯罪」であること、知的財産権侵害を行うことによりクリエータに適正な対価が還元されなくなり新たな著作物等の創造ができなくなることなどを若年層から教育し、著作権意識と規範遵守意識の向上を促し、正規コンテンツの利用へと誘導することが極めて重要である。私的違法ダウンロード罰則化に係る改正著作権法の附則において、国及び地方公共団体には違法なダウンロード行為の防止に関する教育・啓発等の措置を講じることが求められた経緯を踏まえ、関係省庁は、初等・中等教育に十分な著作権教育を盛り込むなど、若年層への著作権教育の充実に一層取り組むべきである。

3. 著作権制度上の課題の総合的な検討

- 《要約》（1）私的録音録画実態に合わせた「私的録音録画補償金制度」の見直し等
（2）レコード保護期間の延長
（3）「法定損害賠償制度」の創設
（4）商業用レコードの業務上の利用からレコード製作者へ適正な対価が還元される制度の創設
（5）クラウドサービスやメディア変換サービスについて

《全文》

- （1）私的録音録画実態に合わせた「私的録音録画補償金制度」の見直し等

アナログチューナー非搭載DVD録画機器の私的録画補償金に関する私的録画補償金管理協会（SARVH）と録画機器メーカー間の係争について、2012年11月、最高裁は私的録画補償金の支払いを求めたSARVHの上告を棄却した。この結果、権利者は私的録画について著作権法上の権利を制限されているにもかかわらず、代償措置と

いえる私的録音録画補償金を受けることができない事態となり、私的録画補償金制度は機能不全の状況となつた。他方、私的録音補償金についても新たな私的録音機器が私的録音補償金の対象機器として政令指定されていない結果、制度の空洞化が進んでいる。このような状況は、権利保護と利用促進のバランスを考えた際に、著しく権利保護に欠けているものと言わざるを得ない。政府は私的録音録画補償金制度を実効性あるものに見直すか、若しくは当該制度に代わる新しい権利保護の仕組みの構築を喫緊の課題として検討すべきである。

（2）レコード保護期間の延長

2011年9月、EUにおいて、「実演家・レコード製作者の権利保護期間（著作隣接権）」を現行の発行後50年から70年に延長する法律が公布された。また、韓国においても、2011年11月の国会でレコード保護期間を発行後70年に延長する法案が可決された。

一方、我が国では、未だレコード保護期間は発行後50年にとどまっている。

国際的には、権利者に50年を超える法的保護を与えることが既に潮流となっている状況に照らして、コンテンツ立国を標榜する我が国においても、著作隣接権の保護期間を延長するべきである。

（3）「法定損害賠償制度」の創設

インターネットを利用した著作権等の侵害においては、損害額の算定に必要な侵害回数、侵害の期間等を立証することが困難な場合が多く、権利者の救済が必ずしも適切には図られていない。

被害者の権利行使のための負担を軽減するために、被害者が権利侵害の事実を立証した場合には、具体的損害額を立証しなくとも、一定の法定額を損害賠償額として請求することができる制度（法定損害賠償制度）を創設すべきである。

（4）商業用レコードの業務上の利用からレコード製作者へ適正な対価が還元される制度の創設

公衆に聴かせるための商業用レコードの業務上の利用については、既に世界125カ国（OECD加盟30カ国中28カ国）において、レコード製作者・実演家に報酬請求権ないし許諾権が付与され適正な対価が還元されている。我が国においても、権利保護の国際的調和を図るべきである。

（5）クラウドサービスやメディア変換サービスについて

「これまでの専門調査会・ワーキンググループの議論を踏まえた論点整理（案）コンテンツ強化関連」（11頁～12頁）では、「クラウドサービスやメディア変換サービスといったサービス形態の発生に伴い、新たな産業の創出・拡大が期待されてい

るが、利用するコンテンツに関する著作権の適用範囲等について改めて検討が必要となっている。」と整理されている。

とりわけ、メディア変換サービスは「私的にVHSに録画した映像をBD/DVDレコーダーやパソコンで見るため、データを別の媒体に移すサービス」とされており、ここでいう著作権の適用範囲とは、著作権法第30条の見直しを示唆したものと思慮される。同条は、私的な範囲の零細な複製について権利制限することを定めたものであり、業としての複製サービスにまで権利制限の範囲を拡大するならば、実態はもはや零細な複製に留まらず、その結果、著作物等の利用と保護のバランスを著しく失する状況になることが想定される。また、同条を見直すこととなれば、その対象は単にVHSからのメディア変換に留まらず、あらゆる著作物等の利用に甚大な影響を及ぼす可能性がある。

従って、上記の著作権の適用範囲等の検討は極めて慎重に行われるべきである。

○クールジャパンの戦略的展開

《要約》

1. 国内外のイベントを活用したクールジャパンの発信
 - (1) Co-Festa～TIMMの継続・発展
 - (2) 具体的な要望事項

《全文》

1. 国内外のイベントを活用した総合的発信

日本の音楽産業が発展するためには、1億2千万人の国内市場にとどまらず、可能性のある海外市場を開拓していくことが必須となる。そのためには、日本の優良な音楽コンテンツの海外ライセンシングを増大させることと、ライセンシングしたコンテンツを実ビジネスに結びつけるため、海外のユーザーが日本の音楽コンテンツに触れる機会を増大させ成功例を積み重ねることが必要となる。

一方、海外における音楽ビジネス拡大のネックとなっている海賊版対策および諸外国の参入障壁の撤廃も並行して実行していく必要がある。特に、本意見書の冒頭で述べた「インターネット上のコンテンツ侵害対策」の事例については、音楽ビジネス拡大の対象としている国・地域のサイト等も数多く報告されており、それら侵害対策もビジネス拡大における重要な要素となっている。

これらはいずれも、音楽業界が更に努力することが前提となるが、自助努力だけでは達成できない課題（諸外国の政策に起因する課題、国の支援を受けている海外の音楽業界との競合上必要とされる課題等）も多く、下記の取り組みに対して政府および関係省庁は必要な支援をすべきである。

(1) Co-Festa～TIMMの継続・発展

Co-Festa公式イベントとしてこれまで6回行ってきた東京国際ミュージックマー

ケット（TIMM）は、回を重ねるごとに実績を上げてきており、今や音楽コンテンツのライセンスアウト推進の柱となってきた。海外における認知度も上がり、毎年TIMMに参加することを楽しみにしているバイヤーも多くなってきた。現在、次年度のTIMMで更に実ビジネスの成果を挙げるべく検討に入っており、是非この流れを継続・発展させるため、引き続きTIMMへの支援を求める。

	第1回(2007年)	第2回(2008年)	第3回(2009年)	第4回(2010年)	第5回(2011年)	第6回(2012年)
招聘国・地域数	8 (アジア 8)	12 (欧米 5、アジア 7)	12 (欧米 7、アジア 5)	13 (欧米 6、アジア 7)	14 (欧米 6、アジア 8)	13 (欧米 5、アジア 8)
招待者数	39 (アジア 39)	49 (欧米 19、アジア 30)	49 (欧米 26、アジア 23)	74 (欧米 39、アジア 35)	80 (欧米 46、アジア 34)	87 (欧米 32、アジア 55)
ブース出展社数	16	21	27	38 (内海外 6)	52 (内海外 7)	40 (内海外 5)
成約件数	26	69	10,744	20,065	213,531	集計中
内訳	CD 26 配信 0 ライブ 0 その他 0	CD 51 配信 3 ライブ 15 その他 0	CD 195 配信 10,500 ライブ 49 その他 0	CD 149 配信 10,743 ライブ 173 その他 16,000	CD 38 配信 213,443 ライブ 48 その他 2	

(参考：第1回～第6回TIMM報告)

(2) 具体的な要望事項

①オールジャパンコンテンツ情報センターの設置

下記の通り、主要各国は、在外公館等を活用し、自国のコンテンツの紹介及び売込みを積極的に実施している。日本においても、世界の主要国に音楽・映画・TV・書籍・アニメ等の紹介できる「オールジャパンコンテンツ情報センター」を設置し、同センターには日本のコンテンツに精通した専任の担当官を配置して欲しい。

<参考>

国名	在日公館の機能と活動	本部組織
カナダ	①大使館内に文化担当官（音楽）を設置 ②大使館内にイベントホールを設置し、毎年カナダのアーティストを複数来日させ、商談用コンサートを実施	
フランス	①仏政府公式機関で、仏語学校、仏文化センターである日仏学院内にbureau exportを設置 ②bureau exportは同センター内の施設（ホール、レストラン）を利用し、毎年音楽見本市を開催	bureau exportは官民による運営で、本国に本部を設置。出先機関は日本の他、米、英、独、西、伯に設置

イギリス	①クリエイティブ・消費財、サービスの担当官を設置 ②担当官は日本の各音楽レベル担当者に英国音楽のプロモーションを実施。	①本国に外務省、経産省共管の貿易・対英投資部を設置 ②英国レコード協会と貿易・対英投資部が各国で音楽見本市を共催し英国大使館が協力。
フィンランド	①フィンランドセンター（研究・高等教育・文化面における日本との相互協力を推進する機関）文化・コミュニケーション担当を設置 ② Music Export Finland (MUSEX) と連携し、各国で商談会を実施	MUSEXは民間団体で、同国音楽の輸出、マーケティングを行う。
韓国	①KOCCA（韓国文化コンテンツ振興院）日本事務所開設 ②定期的に音楽、ドラマ等韓国コンテンツのイベント開催	①KOCCAは文化観光部の外郭団体（海外事務所は日本の他 米、英、中に設置） ②韓国コンテンツの違法対策を行う韓国著作権委員会（中、タイ）を設置

②中国における検閲制度の見直し

CD・DVDを中国で発売する際、新聞出版総署で内容審査が行われている。しかし、a. 対象が外国作品のみであること、b. 審査期間が長いこと（1ヶ月以内と言われているが、実際は3ヶ月程度要している）という問題点がある。

以上